

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 意見募集案件 | 史跡旧島松駅通所整備基本計画                     |
| 担当課    | 教育部エコミュージアムセンター<br>電話 011-373-0188 |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 意見募集期間             | 令和4年2月3日(木) から 令和4年3月4日(金) まで  |
| 原案の公表場所<br>(閲覧・配布) | ◇市役所(エコミュージアムセンター)及び各出張所<br>◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館<br>◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ)<br>◇市ホームページ、広報北広島2月1日号(概要のみ)  |
| 意見の提出方法<br>・提出先    | ・書面(様式自由)による提出<br>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか<br>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)<br><br>教育部エコミュージアムセンター<br>郵便番号 061-1134 (住所不要)<br>電話 011-373-0188 ファクシミリ 011-373-0189<br>電子メールアドレス: emc@city.kitahiroshima.lg.jp  |
| 検討結果の公表<br>予定時期    | 令和4年3月下旬頃<br>※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。   |
| 対象となる政策等<br>の内容    | (1) 案を作成した趣旨、目的、理由<br>旧島松駅通所は前回の保存修理工事から30年が経過し、木造部分の腐朽が目立ち始めております。また、耐震対策が不十分であることから、新たに整備基本計画を策定し、改修工事を実施することを考えております。<br>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)<br>より観覧者に史跡を理解していただくための活用及び耐震対策を含む腐朽部等の修理を行います。<br>(3) その案の根拠となる法令の規定<br>文化財保護法、史跡旧島松駅通所管理条例<br>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)<br>工事の際に一時休館となることや、一部立入りができなくなることが想定されます。<br>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)<br>史跡の駅通所修理工事としては他に例がありません。 |
| 対象となる政策等<br>の原案    | 北広島市総合計画、北広島市教育振興基本計画、北広島市都市計画マスタープラン、北広島市緑の基本計画、北広島市観光基本計画、史跡旧島松駅通所の保存及び活用に関する基本方針、北広島エコミュージアム構想  |
| その他                | ・パブリックコメント後のスケジュール<br>3月下旬以降に市ホームページにて公表。  |